

## 主な論点について（案）（修正）

### 1. 総論について

- ① 国の是正の要求等に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査の申出等も行わない場合、係争処理手続等が活用されず、問題が解決されないまま継続するという課題について、いかに考えるか。
- ② 国等からも訴え提起等ができる仕組みを考えるべきか。
- ③ ②の場合、地方自治の観点から、いかなる配慮が必要か。

### 2. 国等から訴え提起等に向けた手続きを開始できる場合について

- ① 国等が是正の要求等を行った場合で、地方公共団体が不服申立期間等に不服申立等を行わなかった場合に、国等は、訴え提起等に向けた手続きを開始できるとすべきか。
- ② 又は、地方公共団体から訴え提起等に向けた手続きを開始できる場合との整合性を図る観点から、①以外の場合でも、国等は、訴え提起等に向けた手続きを開始できるとすべきか。

### 3. 訴訟の形態について

- ① 新たな訴訟を考える場合、いかなる訴訟の形態とすべきか。
  - ア 違法確認型の訴訟とすべきか。
    - (条文イメージ：「国等は、裁判所に対し、国等が指示した事項を地方公共団体が行わないことが違法であることの確認を求めることができる。」)
  - イ 義務づけ型の訴訟とすべきか。
    - (条文イメージ：「国等は、裁判所に対し、国等が指示した事項を行うべき旨を地方公共団体に命ずる裁判を請求することができる。」)
      - その場合、差止め型の訴訟を同時に設けることが必要か。
    - (条文イメージ：「国等は、裁判所に対し、国等がしてはならないと指示した事項を行ってはならない旨を地方公共団体に命ずる裁判を請求することができる。」)
- ② 地方分権推進委員会第4次勧告において違法確認型の訴訟が勧告され、以下の理由から制度化に至らなかつたが、新た

な訴訟を考える場合、いかに説明するか。

- ・ 是正の要求等について地方公共団体が一定期間内に不服を申し出なければ、義務違反について争えなくなるのであるから、違法確認の勧告・判決に執行力がない以上、是正の要求等に従わないことの違法を確認する意味はない。

#### 4. 「訴え提起に向けた指示」について

- 新たな訴訟を考える場合、
  - ア 是正の要求等とは別に、訴え提起の前提として、是正の要求等の具体的な内容を、行うべき期限を定めて指示する「訴え提起に向けた指示」が必要か。
  - イ 是正の要求等により、違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない法的な義務が発生していることに鑑みると、「訴え提起に向けた指示」は不要か。
  - ウ 是正の要求等により、具体的な措置義務が発生している場合に限り、訴え提起が可能とする仕組みも考えられるか。

#### 5. 訴え提起に向けた「加重要件」について

- 「訴え提起に向けた指示」を設ける場合で、自治事務の場合には、「違法であること」に加えて、「明らかに公益を害していると認めるととき」といった要件を加重すべきか。

#### 6. 判決の執行力を担保する仕組みについて

- その必要性や具体的仕組みについて、どのように考えるか。

#### 7. 国地方係争処理委員会等の審査・勧告について

- 国等からの訴え提起を考える場合、地方からの訴え提起の場合と同様に、国地方係争処理委員会等の審査・勧告を求める手続きを前置することとすべきか。

#### 8. 国等からの訴え提起等以外の方策について

- 国の是正の要求等に対し、地方公共団体がこれに応じず、審査の申出等も行わない場合、問題が解決されないまま継続するという課題の解決に資する方策※として、国等からの訴え提起等以外に、検討すべきものがあるか。  
(※例えば、長に対する不信任議決の要件の緩和や、個別の地方公共団体の是正措置を規定する特別法の制定（憲法95条に規定する住民投票が必要）などが考えられる。)